

アフタースクール拡充検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 アフタースクール(千葉市アフタースクール事業実施要綱(令和2年4月1日施行)第2条第1項に規定するアフタースクールをいう。以下同じ。)の拡充を迅速かつ円滑に進めるため、教育委員会にアフタースクール拡充検討委員会(以下「検討委員会」)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) アフタースクールの設置及び運営に関するマニュアルの策定に関すること。
- (2) アフタースクールの設置に係る計画の策定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、アフタースクールの拡充につき必要なこと。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長を置き、生涯学習部長の職にある者をもって充てる。

(会議の開催)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、前条第1項の委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の会議の庶務は、生涯学習振興課において処理する。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、施行の日から令和5年3月31日までとし、令和5年4月1日以降の取扱いについては、検討委員会における協議により決定する。

(補則)

第7条 本要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

生涯学習部長 千葉市小学校長会代表者（２名） 千葉市教頭会代表者（２名） 千葉市教務主任会代表者（２名） こども未来部健全育成課長 学校教育部学事課長 生涯学習部生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長
--